

「南の宝箱 鹿児島」観光周遊キャンペーン企画運営業務委託 仕様書

1 業務名

「南の宝箱 鹿児島」観光周遊キャンペーン企画運営業務委託

2 事業の目的

自然災害による風評被害等を受けている本県観光の回復を図るため、県全域を対象とした誘客・周遊促進キャンペーンを展開する。

県全域の宿泊者数の回復を図るため、インフルエンサーが制作する本県観光PR動画（以下「PR動画」という。）を活用して、本県への観光需要を喚起するデジタル広告を配信する。あわせて、県内各地への周遊を促進するため、デジタルスタンプラリー（以下「スタンプラリー」という。）を実施し、宿泊施設だけでなく、風評被害の影響を受けている観光関連施設へも広く周遊を図り消費喚起等にもつなげる。

3 履行期限

令和8年3月31日（火）

4 委託業務の内容

(1) デジタル広告配信

PR動画を活用して、本県への観光需要を喚起するデジタル広告を配信する。

ア 配信時期

令和7年11月中旬以降

イ 対象地域・ターゲット

(ア) 対象地域：関東圏、関西圏及び福岡県

(イ) ターゲット：旅行に関心のある層

ウ 広告手法

動画の広告配信が可能なInstagram及びYouTube広告を使用すること。

エ 広告素材

委託者（県）は広告用の動画素材（20本）を受託者に提供する。

受託者は、委託者より提供を受けた動画素材に対し、スタンプラリーの告知内容（キャンペーン名称、開催期間等）を追加・編集して、広告用動画を作成するものとする。

オ 広告の誘導先

広告から、スタンプラリーの特設サイトや本県観光サイト「かごしまの旅」へ誘導すること。

なお、広告の誘導先は、委託者と調整の上決定し、必要に応じて変更に対応

すること。

カ 分析・効果検証

- (ア) 動画別、媒体別の表示回数やクリック数等を集計及び傾向を分析して、効果測定を行うこと。
- (イ) 結果を踏まえて、広告配信の方法や広告運用に関する改善点について検討し、示すこと。

(2) デジタルスタンプラリー

個人が所有するスマートフォンやタブレット等（以下「モバイル端末」という。）を利用して参加することのできるスタンプラリーの企画、各種ツール制作、広報活動等スタンプラリーの実施に係る全ての業務を行うものとし、詳細な内容は以下のとおりとする。

ア 実施時期

令和7年12月下旬から令和8年2月末まで

※ 実際の実施期間は、委託者と協議の上決定するものとする。

イ 実施場所

県内全域（鹿児島、南薩、北薩、姶良・伊佐、大隅、熊毛、奄美）の観光施設、土産店、飲食店等

ウ ネーミング

スタンプラリーのネーミングについては、より誘客が図れるような魅力的なものを受託者より提案し、最終的に委託者と協議の上、決定すること。

エ スポット選定

スタンプラリーの対象となる観光スポットを選定し、スタンプが獲得できるスポット（以下「スタンプスポット」という。）を設定する。対象となるスタンプスポットの施設管理者への協力要請及び実施に関する説明については受託者が十分に行うこと。より回遊性の促進を図れるスタンプスポットを提案すること。

なお、スタンプスポットは最終的に委託者と協議の上、決定すること。

オ スポット数

概ね250程度とし、県内各地への周遊を促進できる企画とすること。

カ システムについて

- (ア) スタンプラリーに使用するシステムは受託者が用意し、実施期間中は24時間使用できるものとする。
- (イ) スタンプラリーに使用するモバイル端末は、参加者個人が所有するものとし、可能な限り多くのモバイル端末機種に対応可能なシステムとすること。
- (ウ) 参加者が自らの意思で簡易にユーザー登録することにより、スタンプラリーに参加できるシステムとすること。
- (エ) スタンプの獲得は、二次元コード機能等を活用し、参加者が分かりやすく、

便利な方法とすること。

- (d) 参加者が獲得できるスタンプ数は、スタンプスポット1か所につき、1つとすること。
- (e) スタンプ獲得の対象となるスタンプスポットやスタンプ獲得数について、参加者がモバイル端末のスタンプラリー画面から確認できるようにすること。
- (f) 参加者がスタンプラリー参加中に、モバイル端末を別の端末に変更した場合でも、可能な限り獲得したスタンプ等の情報が引き継げるようなシステムにすること。
- (g) 実施期間における参加者等からのスタンプラリーに関する問合せや、システムエラー等に対するサポートについては受託者が対応すること。
- (h) 獲得したスタンプ数に応じて景品の抽選に応募できる仕様とすること。応募区分は委託者と協議の上、決定すること。

キ 景品について

- (a) 獲得スタンプ数に応じて応募できる景品（景品名、数量、総額、景品単価）を提案することとし、提案をもとに景品の当選者数や景品は、委託者と協議の上、決定する。
- (b) 応募はモバイル端末のスタンプラリー画面上で行えるものとする。
- (c) 景品は、観光客の参加が多数見込めるもの及び鹿児島県に関連するものとする。
- (d) 景品に関することについては、不当景品類及び不当表示防止法に留意した上で設定することとする。
- (e) 個人情報とは、景品の抽選に応募する時点で収集することとし、景品当選時の連絡と発送のみに使用すること。また、その旨を応募時に応募者が確認できるようにすること。

ク 広報・周知について

- (a) 参加者にコンテンツの内容を分かりやすく周知するため、ポスター・チラシのぼり旗等の広報PRツールを作成すること。広報PRツールの種類、内容、作成部数については提案とする。
- (b) スタンプラリー専用WEBサイトを開設すること。
- (c) 企画を周知するために効果的な広報を提案すること。可能な限り様々な媒体を活用した周知に努めること。
- (d) ホームページやSNSに掲載することができるPDF及び画像形式のデータを作成し、提出すること。

ケ 調査・集計

参加人数や参加者の居住地の属性、周遊したスポット等について、デジタルによる手法を用いて調査・集計を行うこと。

コ 事務局の運営

事務局として、スタンプラリーに関する問合せ対応等、企画・運営に関する一切の管理運営業務を行うこと。

5 業務報告

業務終了後、以下の成果物等を委託者へ提出すること。

- (1) 業務完了報告書：実施結果を記載し、利用者数や県内への周遊結果等を記載した報告書（紙媒体 1 部及び電子データ 1 式）
- (2) 実績報告書：（紙媒体 1 部及び電子データ 1 式）
- (3) 本業務による成果品（広報制作物等）の電子データ 1 式
- (4) 本業務の調査・集計に用いた電子データ 1 式

6 著作権・特許権等

- (1) 受託者は委託者に対し、本事業の処理及び成果物が第三者の知的財産権（知的財産基本法（平成 14 年法律第 122 号）第 2 条第 2 項に規定する知的財産権をいう。）を侵害しないことを保障する。
- (2) 本業務作成物で使用する文章、写真、図版等はすべて委託者内での利用が可能なもののみ使用する。
- (3) 本業務の成果物の使用期限は設けないものとする。
- (4) 本業務の成果物は、委託者が自由に二次使用（ホームページへの掲載等）できるものとする。
- (5) 本業務の成果物に係る著作権、特許権その他の知的財産権に関する一切の紛争については訴訟費用も含めすべて受託者において責任を負うものとする。

7 その他留意事項

- (1) 本業務の実施にあたっては、委託者と十分に連携を取ること。
- (2) 本業務に必要な一切の経費は、委託料に含むものとする。
- (3) 特定商品の宣伝又はあっせん、情報の収集等営業活動に類する行為は行わないこと。
- (4) 本仕様書に定めのない事項又は内容の変更が生じた場合は、委託者と受託者間で相互に協議を行うものとする。
- (5) 受託者は、本業務の執行にあたって、関係法令を遵守するとともに、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならないものとする。
- (6) 業務の進捗状況や経過について、委託者に定期的に報告するものとする。